

## 業務委託仕様書

### 1 目的

耳の聞こえづらい人や、筆談などの支援がなければ会話が困難な人へのコミュニケーションを向上させるために文字表示システムを導入する。また、外国語翻訳も同時に行えるため、有事の時の避難所での活用も想定し、全ての住民が平等にサービスを受けられる環境を整え、誰一人取り残されない、共生社会の実現を目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

窓口文字表示システム導入事業

#### (2) 履行期間

本業務の履行期間は、令和8年6月1日から令和11年3月31日までとする。

履行期間のうち、令和8年6月1日から令和8年6月30日までは機器の導入期間とし、受託者は当該期間内に必要な機器の設置、設定その他稼働に必要な作業を完了するものとする。

### 3 納入場所

南部町役場

(1) 法勝寺庁舎（鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1）

(2) 天萬庁舎（鳥取県西伯郡南部町天萬558）

(3) 健康管理センターすこやか（鳥取県西伯郡南部町倭482）

※上記(1)(2)(3)の庁舎に各1台ずつ、計3台の導入とする。

### 4 業務範囲

本契約業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 窓口文字表示システムの導入。

(2) (1)におけるシステムの概要は、設計書に記載のとおりとする。

### 5 委託執行体制

(1) 受託者は、業務の遂行において十分な執行体制を整備の上、業務を遂行すること。

(2) 受託者は、十分に検証・テストを行い、問題を発生させることなく業務を行うこと。

(3) 受託者は、業務の遂行において個人情報等が漏洩しないよう、情報セキュリティに十分注意して作業すること。万一、情報セキュリティ事故が発生した場合は、直ちに当町の担当者へ報告すること。

(4) 受託者は、この契約の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。

(5) 受託者は、あらかじめ書面により当町の承認を得なければ委託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。再委託を行う場合、受託者は自己の責任において、当該第三者に対して本委託契約により受託者が負う全ての義務と同等の義務を負わせるものとする。

### 6 支払条件

本業務に係る費用は、契約期間に対応する総額とし、その全額を初年度において一括計上し、請求するものとする。

なお、当該費用は各年度に分割して発生するものではない。

### 7 その他

本仕様書に定めのない項目については協議の上、決定するものとする。